



カンボジア王国
国民 宗教 国王

労働職業訓練省
No. 360/19 KB/BrKKBK

外国人に禁止される職種及び業務に関する省令

労働職業訓練大臣は以下を確認し

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の設立に関する 2018 年 9 月 6 日付勅令第 NS/RKT/0918/925 号
- 閣僚評議会の組織及び機能に関する法を公布する 2018 年 6 月 28 日付勅令第 NS/RKM/0618/012 号
- 労働職業訓練省の設立に関する法を公布する 2005 年 1 月 17 日付勅令第 NS/RKM/0105/003 号
- 労働法を公布する 1997 年 3 月 13 日付勅令第 CS/RKM/0397/01 号
- 労働職業訓練省の組織及び機能に関する 2014 年 11 月 14 日付政令第 283ANK.BK 号
- 第 9 期労働評議会の 2019 年 8 月 27 日付の 2 回目の会議結果

次の通り決定する

第 1 条

本省令の目的は、外国人がカンボジア国内で従事することが禁止される自営業を規定することである。

自営業とは、収入を得るために自ら従事する業務・職務のことであり、雇用契約に基づき使用者または政府機関から給与をもらって従事することを含まない。

第 2 条

下記職務・業務は、外国人が自営業として実施することを禁止する。

1. 自動二輪車、三輪車、四輪トゥクトゥク、四輪バイク、旅客又は貨物自動車の商業の運転手
2. 公共の場所で露天商、乗り物を利用した路上販売
3. 公共の場所でマッサージサービス
4. 散髪、美容サロン
5. 靴の修理、磨き
6. テーラー
7. タイヤ・自動車の修理工
8. カンボジア工芸品の製作
9. カンボジア楽器、仏具、仏像の製作
10. 貴金属、宝石の加工

第3条

本省令第2条に規定された職種・業務に従事する外国人に対しては、労働職業訓練省は労働許可証を発行せず、又は更新しない。

本省令に違反した者は、労働法その他の関連法規に基づき罰金及び罰則を受ける。

第4条

本省令に反する規定は無効とする。

第5条

大臣官房長官、管理・財務局長官、労働局長官、職種・労働部長、労働医学部長、労働監査部長、労働職業訓練省に従属する各部長、首都及び各州の労働職業訓練局長は本省令調印日から、各々の業務に応じて本省令を施行しなければならない。

プノンペン 2019年8月28日

労働職業訓練大臣

イット サムヘン

写し提出先：

- 閣僚評議会
- 首相事務局
- 副首相事務局
- 関連の政府機関
- 地方行政「知らせのため」
- 第5条に定める者「施行のため」
- 官報
- 公文書保管所